

契 約 書

(介護老人福祉施設)

利用者： _____ 様

事業者： 社会福祉法人 晃樹会 らんざん苑

令和6年4月～

指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、_____（以下「利用者」という。）と、社会福祉法人晃樹会（以下「事業者」という。）は、下記の通り契約を締結します。

（目的）

第1条 事業者が開設する特別養護老人ホームらんざん苑（以下「施設」という。）は、施設の職員が、要介護状態にある利用者に対し、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める施設サービスを提供します。

2 施設が、利用者に対して実施する施設サービスの内容は、別紙『重要事項説明書』及び施設サービス計画書に基づき行います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から第11条に基づく契約の終了があるまで本契約に定めるところに従い、施設が提供する施設サービスを利用できるものとしします。

（施設サービス計画の作成・変更）

第3条 介護保険法に定める介護支援専門員が、利用者への施設サービス計画の作成に関する業務担当者として、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。担当介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その有する能力及び置かれている環境等の評価に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画案を作成し、それを利用者及びその後見人、家族又は身元引受人（以下「利用者等」という。）に対し説明し、その同意を得るものとしします。

2 担当介護支援専門員は、6ヶ月に1回担当利用者のケアプランの見直しを行います。

3 次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する施設サービスの目的に従い、施設サービスの変更を行います。

(1) 利用者の心身の状況等の変化により、当該施設サービス計画を変更する必要がある場合

(2) 利用者等が施設サービス計画の変更を希望する場合

(3) 前各号に定める施設サービス計画の変更を行う際は、利用者等に対し説明し、その同意を得るものとしします。

(施設サービスの内容及びその提供)

第4条 前条により作成された施設サービス計画に基づき、利用者に対して施設サービスを提供します。各種サービス内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- (1) 利用者の施設サービスの提供（介護及び看護サービス等）に関する記録を整備し、その終了日から2年間保存しなければなりません。
- (2) 利用者等は、施設に対し前号のサービス記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。

(責務)

第5条 利用者は、施設が利用者の施設サービスを提供するにあたり、可能な限り協力しなければなりません。

(相談・苦情対応)

第6条 施設は、利用者等からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した施設サービス又は施設サービス計画に位置づけたサービス等に関する要望、苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

(金銭管理)

第7条 利用者は、施設に対し、別に定める利用者の預かり金等の管理に関する要綱に従い、日常的な生活費用に関する金銭出納管理を委託することができます。

- 2 利用者が前項の委託を行う場合には、施設は利用者等に対して、預かり金等の管理に関する要綱の内容及び手続き等について説明するものとします。

(費用)

第8条 施設が提供する施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 利用者は、重要事項説明書に記載してある費用の額を施設に支払います。
- 3 施設は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得てその費用を請求するものとします。
- 4 第1項及び第3項に掲げる費用に定める料金の変更を行う場合には、新たに料金表を作成し、利用者等に対し文書にて通知します。

(医療体制)

第9条 嘱託医師及び看護職員は常に利用者の健康状態に注視し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるよう誠意を持って指導いたします。

2 利用者に病状の急変が生じた場合、また、その恐れがある場合には速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関等に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(秘密保持)

第10条 施設及びその職員は、施設サービス提供をする上で知り得た利用者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者及びその家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第11条 次の各号に該当する事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が、医療施設へ入院した場合で、明らかに入院後3ヶ月を経過しても退院できる見込みがないとき。
- (2) 利用者が、要介護認定において非該当もしくは要支援1か2、又は要介護1か2と認定されたとき。ただし、特例入所対象者は除く。
- (3) 第12条に基づき、利用者が契約を解除したとき。
- (4) 第13条に基づき、施設が契約を解除したとき。
- (5) 利用者が、死亡したとき。

(利用者の解除権)

第12条 利用者は、施設もしくは職員が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 施設もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める施設サービスを実施しない場合
- (2) 施設もしくは職員が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 施設もしくは職員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応を取らない場合
- (5) 利用者は、3日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(施設の解除権)

第13条 利用者が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を6ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- (3) 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。
- (4) 前各号に準じて理事長が解除を必要と認めたとき。

(契約の終了)

(利用者の入院に係る取り扱い)

第14条 施設は、利用者が医療施設へ入院する必要が生じた場合であって、入院後3ヶ月以内に退院することが見込まれる場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用者が退院後に施設に円滑に入所することができるようにしなければなりません。

- 2 前項の場合において、利用者の入院中の施設の費用については、別紙重要事項説明書に記載した額とし、利用者は、その費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を施設に納入するものとします。
- 3 利用者が入院している間、利用者が施設で使用しているベッドを他の利用者のため（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に活用すること）に、利用者が文書にて同意する場合は、利用者は前項の利用者負担を支払う必要はありません。

(居室の明け渡し)

第15条 利用者は、この契約終了後、速やかに施設を退所しなければなりません。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合施設サービスの未給付分については請求しません。
- 3 この契約の終了により利用者が、施設を退所することになったときは、あらかじめ利用者の受け入れ先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健機関、医療機関及び福祉サービス機関等と連携を図り、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

(事故発生時の対応)

第16条 施設は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに市町村並びに利用者の後見人、家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することとします。
- 3 施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとします。

(緊急時の対応)

第17条 施設は、利用者の急変等、緊急時における嘱託医師や協力医療機関等との連携方法、対応方法についてあらかじめ定め、適切な対応を講ずるものとします。

(損害賠償)

第18条 施設は、施設サービスの提供に伴い、事故により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、施設に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(損害賠償がなされない場合)

第19条 施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、施設サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、施設の実施した施設サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、施設もしくは職員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(一時外泊)

第20条 利用者は、施設の同意を得た上で別に定める期間を限度として、外泊することができます。この場合利用者は外泊開始日の5日前までに届け出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を支払うものとします。

(本契約に定めない事項)

第21条 利用者と施設は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、

双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第22条 利用者と施設は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、施設の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(身元引受人)

第23条 利用者の残置物や利用者の利用料等滞納があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。

- 2 施設は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡を受けた後1ヶ月以内に残置物の引き取り、その他の債務を履行するものとします。ただし身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに施設にその旨連絡するものとします。その場合には、施設が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延長することがあります。
- 4 施設は、前項但し書きの場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、施設の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、施設が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合及び債務の履行がない場合、施設は法的手段等により解決を図るものとします。

(連帯保証人)

第24条 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

- 2 前項の負担は、極度額金壹百萬円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、施設は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用者等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利 用 者
住 所
氏 名

身元引受人

住 所
氏 名 (続柄) 印 ()

連帯保証人

住 所
氏 名 (続柄) 印 ()
連 絡 先

事 業 者

埼玉県比企郡嵐山町越畑1371-1
社会福祉法人 晃樹会
理事長 小林 良樹

施 設

特別養護老人ホーム らんざん苑
(指定番号 1173200351)